

おおい町障がい者活躍推進計画

機関名	おおい町役場
任命権者	おおい町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
おおい町における障がい者雇用に関する課題	<p>おおい町においては、おおい町教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障がい者任免状況通報を行っている。</p> <p>平成30年において、過去に行った障がい者任免状況通報の内容について再点検を行ったところ、障がい者の範囲に誤りが見られ、法定雇用率が未達成であったことが発覚した。このため、平成31年1月～令和元年12月を計画期間とする障がい者採用計画を作成し、積極的な採用活動を行っているところである。</p> <p>今後とも法定雇用率の達成と、採用した障がい者である職員の活躍のために、更なる体制整備や各種取り組みが必要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>法定雇用率の維持 （参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：2.24%</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障がい者である職員の相談窓口は、総務課課長補佐が担当する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
(2) 人材面	<p>○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、人事担当者等が労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講する。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には、障がいの程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<p>○、障がいを持つ職員の要望を踏まえ、就労支援機器の導入を検討する。</p> <p>○新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p>

	○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。